水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準

新旧対照表

北海道水産林務部水産局漁港漁場課

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>掲載頁</th><th>現行</th><th>改定</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>総則-2</td>
<td>(2) 地質調査業務に係る技術者
<table>
<tr><th colspan="2">職種区分</th><th>職種区分の定義</th></tr>
<tr><td>①</td><td>地質調査技師</td><td>高度な技術判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>主任地質調査員</td><td>高度な技術判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械，計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>地質調査員</td><td>ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。</td></tr>
</table></td>
<td>(2) 地質調査業務に係る技術者
<table>
<tr><th colspan="2">職種区分</th><th>職種区分の定義</th></tr>
<tr><td>①</td><td>地質調査技師</td><td>ボーリング作業等の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>主任地質調査員</td><td>ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>地質調査員</td><td>ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。</td></tr>
</table></td>
<td>（水産庁改定に準拠）</td>
</tr>
</table>

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>現行</th><th>改定</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>総則-8</td>
<td>
(2) 旅費交通費の扱い
1)　鉄道運賃等
1)-1　鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。
1)-2　複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。
1)-3　特急料金等については、下記により計上する。
①　特急列車を運行している区間については、片道 100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。
②　急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。
2)　割引切符（Ｓきっぷ・Ｒきっぷ）が利用できる区間は、割引切符により積算すること。
3)　離島の場合は、別途加算または航空機との経済比較をすること。
4)　宿泊料
目的地への往復に要した日及び現地に滞在した日のうちの夜数に応じて計上することとする。
5)　旅行雑費及び宿泊雑費
旅行雑費は、目的地への往復に要した日数及び現地に滞在した日数分計上することとする。宿泊雑費は目的地への往復に要した日及び現地に滞在した日のうちの夜数に応じて計上することとする。
6)　旅行雑費・宿泊雑費・宿泊料
単価コード表「70-2　旅費」による。なお、消費税率で割り戻した金額を記載している。（１円未満切捨て）また、同一地域に長期間滞在する場合は、次のとおり調整することとする。
<table>
<tr><td>滞在期間</td><td>滞在地到着の翌日から３０日目まで</td><td>３１日目から６０日目まで</td><td>６１日以上</td><td></td></tr>
<tr><td>旅行雑費
宿泊雑費
宿泊料</td><td>定額</td><td>定額の10分の1に相当する額を減額する</td><td>定額の10分の2に相当する額を減額する</td><td>業務員数分を計上のこと</td></tr>
</table>
7) 離島における加算額の取扱いについて
7-1)　航 送 車 両 運 賃　×　〇往復（運転手１人無料）
7-2)　旅客運賃（往復）　×　〇人
7-3)　外　業　人　件　費　×　運航時間（別表）
7-4)　基準日額のほか、旅行雑費、宿泊雑費、宿泊料についても、適切に計上すること。
</td>
<td>
(2) 旅費交通費の扱い
1)　鉄道運賃等
1)-1　鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。
1)-2　複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。
1)-3　特急料金等については、下記により計上する。
①　特急列車を運行している区間については、片道 100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。
②　急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。
2)　割引切符が利用できる区間は、割引切符により積算すること。
3)　離島の場合は、別途加算または航空機との経済比較をすること。
4)　航空運賃は、通常運賃（予約変更が可能であり、会員や年齢等の条件による割引のないもの）とし、当初設計においては、想定した日付の運賃とする。なお、実際の日付により運賃が変更となる場合は、必要に応じて設計変更すること。
5)　宿泊料
目的地への往復に要した日及び現地に滞在した日のうちの夜数に応じて計上することとする。
6)　旅行雑費及び宿泊雑費
旅行雑費は、目的地への往復に要した日数及び現地に滞在した日数分計上することとする。宿泊雑費は目的地への往復に要した日及び現地に滞在した日のうちの夜数に応じて計上することとする。
7)　旅行雑費・宿泊雑費・宿泊料
単価コード表「70-2　旅費」による。なお、消費税率で割り戻した金額を記載している。（１円未満切捨て）また、同一地域に長期間滞在する場合は、次のとおり調整することとする。
<table>
<tr><td>滞在期間</td><td>滞在地到着の翌日から３０日目まで</td><td>３１日目から６０日目まで</td><td>６１日以上</td><td></td></tr>
<tr><td>旅行雑費
宿泊雑費
宿泊料</td><td>定額</td><td>定額の10分の1に相当する額を減額する</td><td>定額の10分の2に相当する額を減額する</td><td>業務員数分を計上のこと</td></tr>
</table>
8) 離島における加算額の取扱いについて
8-1)　航 送 車 両 運 賃　×　〇往復（運転手１人無料）
8-2)　旅客運賃（往復）　×　〇人
8-3)　外　業　人　件　費　×　運航時間（別表）
8-4)　基準日額のほか、旅行雑費、宿泊雑費、宿泊料についても、適切に計上すること。
</td>
<td>
（建設部改正に準拠）

語句修正

航空運賃について明記

番号修正
</td>
</tr>
</table>

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁

総則-15

現行

表1.2　打合せ等の旅費交通費歩掛（一般交通使用の場合）　（１往復当り）

種別＼片道距離	2km以上～12.5km未満	12.5km以上～30km未満	30km以上～50km未満	50km以上～250km未満	250km以上～			備考
交通費（鉄道又は空路）	鉄道利用（運賃＋急行・特急料金等＋座席指定料）					航空機利用（運賃＋車賃等）		鉄道・航空機等往復分を計上。
旅行雑費	－	－	－	１日	２日	１日	２日	
宿泊雑費	－	－	－	－	１日	－	１日	
宿泊費	－	－	－	－	１日	－	１日	
基準日額	－	－	－	0.5日	1日	0.5日	１日	

注）１．旅行雑費、宿泊雑費、宿泊料及び基準日額は業務員数分を計上する。
２．航空機利用の場合は、発着時間及び空港から打合せ場所までの距離を考慮し、宿泊の有無を検討すること。
３．特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば特急料金を計上できる。
４．急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば急行料金を計上できる。
５．座席指定は、片道 100km以上であれば計上できる。
６．割引切符（Ｓきっぷ・Ｒきっぷ）が利用できる区間は、割引切符により積算すること。
７．離島の場合は、別途加算または航空機との経済比較をすること。

改定

表1.2　打合せ等の旅費交通費歩掛（一般交通使用の場合）　（１往復当り）

種別＼片道距離	2km以上～12.5km未満	12.5km以上～30km未満	30km以上～50km未満	50km以上～250km未満	250km以上～			備考
交通費（鉄道又は空路）	鉄道利用（運賃＋急行・特急料金等＋座席指定料）					航空機利用（運賃＋車賃等）		鉄道・航空機等往復分を計上。
旅行雑費	－	－	－	１日	２日	１日	２日	
宿泊雑費	－	－	－	－	１日	－	１日	
宿泊費	－	－	－	－	１日	－	１日	
基準日額	－	－	－	0.5日	1日	0.5日	１日	

注）１．旅行雑費、宿泊雑費、宿泊料及び基準日額は業務員数分を計上する。
２．航空機利用の場合は、発着時間及び空港から打合せ場所までの距離を考慮し、宿泊の有無を検討すること。
３．特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば特急料金を計上できる。
４．急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば急行料金を計上できる。
５．座席指定は、片道 100km以上であれば計上できる。
６．割引切符が利用できる区間は、割引切符により積算すること。
７．離島の場合は、別途加算または航空機との経済比較をすること。

摘要

（建設部改正に準拠）

語句修正

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁：総則-21

現行

１－６　旅費交通費積算例

１－６－１　打合せ協議（ライトバン使用の場合）

(1) 積算条件

業務内容　：　測量業務

積算起点～打合せ場所　：　80km

打合せ時期	測量主任技師	測量技師	測量技師補	備　考
第１回打合せ	1	1		
中間打合せ	1		1	
成果納入時	1	1		

(2) 交通費

ライトバン運転費（１往復）　2,433円

(3) 旅費交通費

		基準日額		
測量主任技師	＝	51,000 ×0.2	＝	10,200円
測量技師	＝	44,000 ×0.2	＝	8,800円
測量技師補	＝	34,300 ×0.2	＝	6,860円

普通旅費相当分

旅費交通費計　＝　10,200×3回＋8,800×2回＋6,880×1回＋2,433×3回　＝　62,379円

１－６－２　打合せ（一般交通使用の場合）

(1) 積算条件

業務内容　：　設計業務

積算起点～打合せ場所　：　190km

工　種　名	主任技師	技師Ａ	技師Ｂ	備　考
第１回打合せ	1	1	1	
中間打合せ	1	1	1	
成果納入時	1	1	1	

(2) 交通費

鉄道運賃（片道）　普通運賃　3,694円

特急料金　2,481円　　計　6,175円

(3) 旅費交通費

		基準日額	旅行雑費	交通費		
主任技師	＝	62,200 ×0.5＋1,000×1.0＋6,175	×2		＝	44,450円
技　師　Ａ	＝	55,200 ×0.5＋1,000×1.0＋6,175	×2		＝	40,950円
技　師　Ｂ	＝	45,300 ×0.5＋1,000×1.0＋6,175	×2		＝	36,000円

普通旅費相当分

旅費交通費計　＝　44,450×3回＋40,950×3回＋36,000×3回　＝　364,200円

改定

１－６　旅費交通費積算例

１－６－１　打合せ協議（ライトバン使用の場合）

(1) 積算条件

業務内容　：　測量業務

積算起点～打合せ場所　：　80km

打合せ時期	測量主任技師	測量技師	測量技師補	備　考
第１回打合せ	1	1		
中間打合せ	1		1	
成果納入時	1	1		

(2) 交通費

ライトバン運転費（１往復）　2,433円

(3) 旅費交通費

		基準日額		
測量主任技師	＝	54,600 ×0.2	＝	10,920円
測量技師	＝	47,100 ×0.2	＝	9,420円
測量技師補	＝	36,900 ×0.2	＝	7,380円

普通旅費相当分

旅費交通費計　＝　10,920×3回＋9,420×2回＋7,380×1回＋2,433×3回　＝　66,279円

１－６－２　打合せ（一般交通使用の　場合）

(1) 積算条件

業務内容　：　設計業務

積算起点～打合せ場所　：　190km

工　種　名	主任技師	技師Ａ	技師Ｂ	備　考
第１回打合せ	1	1	1	
中間打合せ	1	1	1	
成果納入時	1	1	1	

(2) 交通費

鉄道運賃（片道）　普通運賃　3,694円

特急料金　2,481円　　計　6,175円

(3) 旅費交通費

		基準日額	旅行雑費	交通費		
主任技師	＝	64,800 ×0.5＋1,000×1.0＋6,175	×2		＝	45,750円
技　師　Ａ	＝	57,000 ×0.5＋1,000×1.0＋6,175	×2		＝	41,850円
技　師　Ｂ	＝	47,200 ×0.5＋1,000×1.0＋6,175	×2		＝	36,950円

普通旅費相当分

旅費交通費計　＝　45,750×3回＋41,850×3回＋36,950×3回　＝　373,650円

摘要

労務単価修正

労務単価修正

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月)　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>現行</th><th>改定</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>総則－22</td>
<td>
１－６－３　外業に伴う旅費交通費（現地に滞在して業務を行う場合）
(1) 積算条件
業務内容　：　測量業務
積算起点～滞在場所　：　210km
<table>
<tr><th>職種区分</th><th>編成</th><th>外業延所要日数</th><th>宿泊日数</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>測 量 技 師</td><td>1</td><td>35</td><td>35</td><td></td></tr>
<tr><td>測 量 技 師 補</td><td>1</td><td>45</td><td>45</td><td></td></tr>
<tr><td>測 量 助 手</td><td>2</td><td>45</td><td>45</td><td></td></tr>
</table>
(2) 交通費
ライトバン運転費（片道）　3,436円
※滞在地～現地間の交通費は、歩掛に含まれているので計上しない。
(3) 旅費交通費
基準日額　日数 旅行雑費 日数 宿泊雑費 日数 宿泊料 日数
測量技師　＝ 44,000×0.6×2＋1,000×30＋ 1,000× 30＋8,909×30
旅行雑費 日数 宿泊雑費 日数 宿泊料 日数
＋ 900× 6＋ 900× 5＋ 8,018× 5 ＝ 429,790円
測量技師補　＝ 34,300×0.6×2＋1,000×30＋ 1,000× 30＋8,909×30
＋ 900× 16＋ 900× 15＋ 8,018× 15 ＝ 516,330円
測量助手　＝ 32,200×0.6×2＋1,000×30＋ 1,000× 30＋8,909×30
＋ 900× 16＋ 900× 15＋ 8,018× 15 ＝ 513,810円
旅費交通費計　＝ 429,790＋516,330＋513,810×2＋3,436×2 ＝ 1,980,612円
往復
</td>
<td>
１－６－３　外業に伴う旅費交通費（現地に滞在して業務を行う場合）
(1) 積算条件
業務内容　：　測量業務
積算起点～滞在場所　：　210km
<table>
<tr><th>職種区分</th><th>編成</th><th>外業延所要日数</th><th>宿泊日数</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>測 量 技 師</td><td>1</td><td>35</td><td>35</td><td></td></tr>
<tr><td>測 量 技 師 補</td><td>1</td><td>45</td><td>45</td><td></td></tr>
<tr><td>測 量 助 手</td><td>2</td><td>45</td><td>45</td><td></td></tr>
</table>
(2) 交通費
ライトバン運転費（片道）　3,436円
※滞在地～現地間の交通費は、歩掛に含まれているので計上しない。
(3) 旅費交通費
基準日額　日数 旅行雑費 日数 宿泊雑費 日数 宿泊料 日数
測量技師　＝ 47,100×0.6×2＋1,000×30＋ 1,000× 30＋8,909×30
旅行雑費 日数 宿泊雑費 日数 宿泊料 日数
＋ 900× 6＋ 900× 5＋ 8,018× 5 ＝ 433,780円
測量技師補　＝ 36,900×0.6×2＋1,000×30＋ 1,000× 30＋8,909×30
＋ 900× 16＋ 900× 15＋ 8,018× 15 ＝ 519,720円
測量助手　＝ 34,600×0.6×2＋1,000×30＋ 1,000× 30＋8,909×30
＋ 900× 16＋ 900× 15＋ 8,018× 15 ＝ 516,960円
旅費交通費計　＝ 433,780＋519,720＋516,960×2＋3,436×2 ＝ 1,994,292円
往復
</td>
<td>労務単価修正</td>
</tr>
</table>

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>現行</th><th>改定</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>[1]測量業務積算基準
測量編-25</td>
<td>３－７　直接経費
３－７－１旅費・交通費
総則〔２〕積算基準による。

３－７－２　業務成果品
(1) 業務成果品
報告書の電子納品および印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。
ただし、印刷・製本部数は３部迄、電子納品は正副合わせて２枚とし、これにより難い場合は別途見積により考慮する。
業務成果品費＝直接測量費（業務成果品費除く）×｛2.0%＋（印刷製本部数×0.6%）｝
なお、直接測量費には、水路測量に伴う関連調査を含むものとする。また、業務成果品費は、有効数字上位２桁、以下切り捨てとし、最高２０万円を限度とする。

(2) 代価表
業務成果品　　１式当り
<table><tr><th>名　　称</th><th>形　状　寸　法</th><th>単　位</th><th>数　量</th><th>摘　　要</th></tr><tr><td>業務成果品費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr></table></td>
<td>３－７　直接経費
３－７－１旅費・交通費
総則〔２〕積算基準による。

３－７－２　業務成果品
(1) 業務成果品
報告書の電子納品および印刷・製本に要する費用は、下記の式により算出する。
ただし、印刷・製本部数は３部迄、電子納品は正副合わせて２枚とし、これにより難い場合は別途見積により考慮する。
業務成果品費＝直接測量費（業務成果品費除く）×｛2.0%＋（印刷製本部数×0.6%）｝
また、業務成果品費は、有効数字上位２桁、以下切り捨てとし、最高２０万円を限度とする。

(2) 代価表
業務成果品　　１式当り
<table><tr><th>名　　称</th><th>形　状　寸　法</th><th>単　位</th><th>数　量</th><th>摘　　要</th></tr><tr><td>業務成果品費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr></table></td>
<td>記載の見直し</td>
</tr>
</table>

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁：[1]測量業務積算基準 測量編-83

現行

３－５　解析

３－５－１　記録解析

記録の読取、経時変化、流向流速頻度分布、調和分解、スペクトル解析、拡散係数の解析（グラフ作成含む）を行うものである。

なお、潮位や風等の関連解析や閉鎖海域等による別途特殊な解析を要する場合には、別途見積等により計上する。

記録解析労力、材料（１層当り）

名　　称	１昼夜観測	15昼夜観測	30昼夜観測	摘　　要
技 師 （ Ｂ ）	0.6	0.9	1.3	
技 師 （ Ｃ ）	0.4	0.5	0.9	
技　術　員	0.4	0.5	0.8	
電　算　費				見積単価
事 務 用 品 費	4%	4%	4%	直接人件費の％（消耗品を含む）

注）本歩掛は、測量調査費である。直接人件費は、「その他原価」の対象とする。

改定

３－５　解析

３－５－１　記録解析

記録の読取、経時変化、流向流速頻度分布、調和分解、スペクトル解析、拡散係数の解析（グラフ作成含む）を行うものである。

なお、潮位や風等の関連解析や閉鎖海域等による別途特殊な解析を要する場合には、別途見積等により計上する。

記録解析労力、材料（１層当り）

名　　称	１昼夜観測	15昼夜観測	30昼夜観測	摘　　要
技 師 （ Ｂ ）	0.6	0.9	1.3	
技 師 （ Ｃ ）	0.4	0.5	0.9	
技　術　員	0.4	0.5	0.8	
電　算　費				見積単価
事 務 用 品 費	4%	4%	4%	直接人件費の％（消耗品を含む）

注）本歩掛は、測量調査費であり、業務成果品費の対象外である。
直接人件費は、その他原価の対象とする。

摘要

（水産庁改定に準拠）

記載の見直し

掲載頁：[1]測量業務積算基準 測量編-84

現行

３－６　成果

３－６－１　報告書作成

ｎ：観測総台数（地点×層数）

観測総数より以下の算出式で労務歩掛を算出する。

名　　称	１昼夜観測	15昼夜観測	30昼夜観測	摘　　要
主 任 技 師	0.3	0.8	1.3	
技 師 （ Ｂ ）	1.3＋1.3×0.3 ×（ｎ－１）	2.5＋2.5×0.3 ×（ｎ－１）	3.8＋3.8×0.3 ×（ｎ－１）	
技　術　員	0.38×（ｎ－１）	0.38×（ｎ－１）	0.38×（ｎ－１）	

注）端数処理は小数第２位四捨五入とする。

代価表
報告書作成　　１式当り

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量	摘　　要
主 任 技 師		人		算出式による
技 師 （ Ｂ ）		〃		
技　術　員		〃		
事 務 用 品 費		％	1.0	直接人件費の％

注）本歩掛は、測量調査費である。直接人件費は、「その他原価」の対象とする。

改定

３－６　成果

３－６－１　報告書作成

ｎ：観測総台数（地点×層数）

観測総数より以下の算出式で労務歩掛を算出する。

名　　称	１昼夜観測	15昼夜観測	30昼夜観測	摘　　要
主 任 技 師	0.3	0.8	1.3	
技 師 （ Ｂ ）	1.3＋1.3×0.3 ×（ｎ－１）	2.5＋2.5×0.3 ×（ｎ－１）	3.8＋3.8×0.3 ×（ｎ－１）	
技　術　員	0.38×（ｎ－１）	0.38×（ｎ－１）	0.38×（ｎ－１）	

注）端数処理は小数第２位四捨五入とする。

代価表
報告書作成　　１式当り

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量	摘　　要
主 任 技 師		人		算出式による
技 師 （ Ｂ ）		〃		
技　術　員		〃		
事 務 用 品 費		％	1.0	直接人件費の％

注）本歩掛は、測量調査費であり、業務成果品費の対象外である。
直接人件費は、その他原価の対象とする。

摘要

記載の見直し

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁

測量編-97

[1]測量業務積算基準
測量編－１１３

現行

施工単価コード	Ｆ８３５８５

報告書作成（１式当り）

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量	摘　　要
主　任　技　師	設計	人		算出式による
技　師　（Ｂ）	〃	〃		
技　術　員	〃	〃		
事　務　用　品　費		%	1.0	直接人件費の%

注）本費用は、測量調査費である。直接人件費は、その他原価の対象とする。

解析・考察　１式当り

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量	摘　　要
分析・考察	プランクトン調査	式	1	直接人件費
	卵・稚仔調査	〃	1	〃
	底生生物調査	〃	1	〃
	付着生物調査	〃	1	〃
	藻場調査	〃	1	〃
	魚介類調査	〃	1	〃
	直接経費	〃	1	

注）１．本費用には報告書作成を含む。
　　２．本費用は、測量調査費である。直接人件費は、その他原価の対象とする。

改定

施工単価コード	Ｆ８３５８５

報告書作成（１式当り）

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量	摘　　要
主　任　技　師	設計	人		算出式による
技　師　（Ｂ）	〃	〃		
技　術　員	〃	〃		
事　務　用　品　費		%	1.0	直接人件費の%

注）本費用は、測量調査費であり、業務成果品費の対象外である。
　　直接人件費は、その他原価の対象とする。

解析・考察　１式当り

名　　称	形　状　寸　法	単　位	数　量	摘　　要
解析・考察	プランクトン調査	式	1	直接人件費
	卵・稚仔調査	〃	1	〃
	底生生物調査	〃	1	〃
	付着生物調査	〃	1	〃
	藻場調査	〃	1	〃
	魚介類調査	〃	1	〃
	直接経費	〃	1	

注）１．本費用には報告書作成を含む。
　　２．本費用は、測量調査費であり、業務成果品費の対象外である。
　　直接人件費は、その他原価の対象とする。

摘要

（水産庁改定に準拠）

記載の見直し

記載の見直し

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準（令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
[1]設計業務等委託積算基準設計編－１	１－２　積算価格の構成 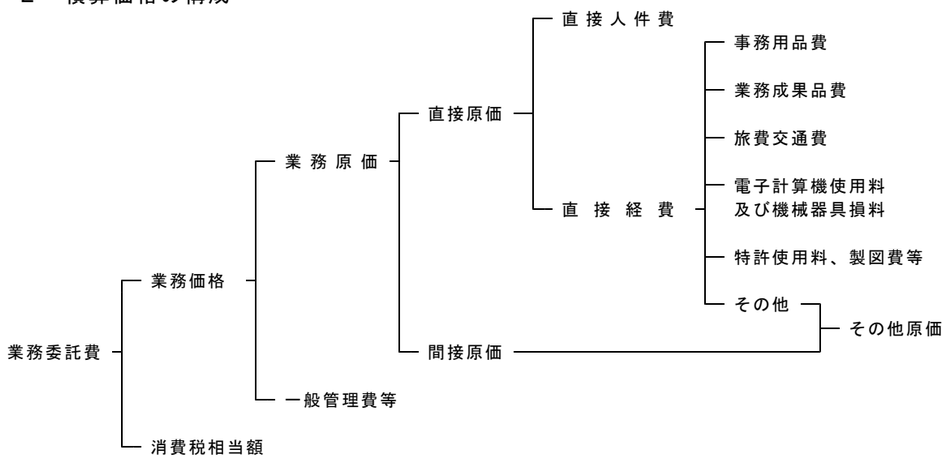 	１－２　積算価格の構成 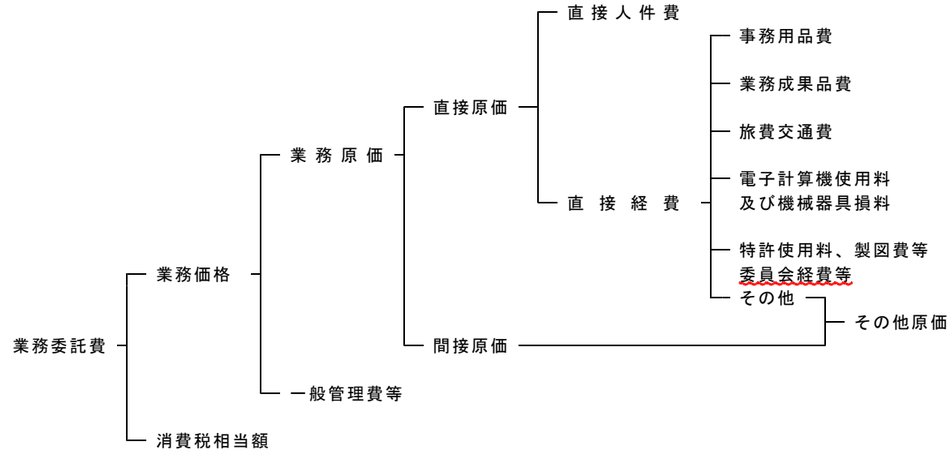 	（水産庁改正に準拠） 体系の見直し
[1]設計業務等委託積算基準設計編－１	２．積算価格の内訳 ２－１　積算価格構成の内訳 ２－１－１　直接原価 １）直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 ２）直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から⑤までに掲げるものとする。 ①　事務用品費 ②　旅費交通費 ③　業務成果品費 ④　電子計算機使用料及び機械器具損料 ⑤　特許使用料、製図費等 これ以外の経費については、その他原価として計上する。 ２－１－２　間接原価 １）間接原価 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。 ２）その他原価 その他原価は、間接原価および直接経費（積上計上するものを除く）からなる。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。	２．積算価格の内訳 ２－１　積算価格構成の内訳 ２－１－１　直接原価 １）直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 ２）直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から⑤までに掲げるものとする。 ①　事務用品費 ②　旅費交通費 ③　業務成果品費 ④　電子計算機使用料及び機械器具損料 ⑤　特許使用料、製図費等、委員会経費等 ３）直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。 ２－１－２　間接原価 １）間接原価 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。	記載の見直し 記載の見直し

掲載頁	現行	改定	摘要
[1]設計業務等委託積算基準設計編－１６	３－５－３　標準歩掛 沖波推算　１波向き当り 名称 ／ 単位 ／ 技師（Ａ） ／ 技師（Ｂ） ／ 技師（Ｃ） ／ 技術員 ／ 摘要 Ｓ．Ｍ．Ｂ法 ／ 人 ／ 0.5 ／ 0.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 確率波高の計算 ／ 人 ／ ／ 0.5 ／ 0.5 ／ 0.5 ／ 注）１．検討する波向き数に上記歩掛を乗じる。 ２．上記以外の計算方法による場合は、別途考慮する。	３－５－３　標準歩掛 沖波の推算　１波向き当り 名称 ／ 単位 ／ 技師（Ａ） ／ 技師（Ｂ） ／ 技師（Ｃ） ／ 技術員 ／ 摘要 Ｓ．Ｍ．Ｂ法 ／ 人 ／ 0.5 ／ 0.5 ／ 1.0 ／ 1.0 ／ 確率波高の計算 ／ 人 ／ ／ 0.5 ／ 0.5 ／ 0.5 ／ 注）１．検討する波向き数に上記歩掛を乗じる。 ２．上記以外の計算方法による場合は、別途考慮する。	語句修正

掲載頁	現行	改定	摘要
他-2-5			（建設部要領に準拠）

現行

14	予定価格算出用設計書	業務数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準」や「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。 設計変更が生じた場合にも、業務委託料変更に当たり、受託者と協議する根拠となるものである。 **【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】**	契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な業務委託料を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し業務委託料の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。
	（暫定版）	起工決定時点の最新単価を用いて設計者が作成したもの。	起工決定時点で、積算基準日における単価が未確定の場合に作成する。
	（確定版）	予定価格算出の参考資料として、積算基準日における単価を用いて設計者が作成したもの。	上記暫定版を作成した場合に、積算基準日における単価が確定後に作成する。
		【予定価格算出用設計書(暫定版）及び予定価格算出用設計書(確定版）は、参考資料の一部】	
15	見積用参考資料	適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。 **【見積用参考資料は、参考資料の一部】**	見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。

３　当初設計図書等の作成

他-2-6

３－１　当初設計図書

（１）　設計図書（特記仕様書・位置図・業務数量総括表）

設計図書として、特記仕様書、位置図及び業務数量総括表をまとめて綴ることとし、その記載内容、編さん及び取扱いは、次のとおりとする。

1)　表紙

イ　施行年度、業務名及び所属名を記載する。

ロ　審査欄及び押印は必要としない。

2)　特記仕様書

特記仕様書は、当該業務の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。

イ　測量調査設計業務等共通仕様書で規定されていない事項

①　成果品の種類毎の納品形態

②　成果品の規格、部数

③　貸与する資料の名称、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期

④　業務の作業内容毎の実施方法及び留意事項

⑤　「水産土木工事積算基準等」の取扱い

⑥　概数の取扱いについて

⑦　「非契約事項（数量）」の取扱い

ロ　履行条件の明示事項

①　交通整理員等の安全対策について

②　関係機関、他委託業務との調整及び近隣施設等により、工程に制約を受ける場合の条件

③　濁水、騒音、振動等の環境に関する対処方法

④　廃棄物等の処理方法

⑤　協議・打合せの回数、履行段階及び場所

⑥　積算基準に係る補正率算定の基礎となる積算上想定した現場条件

ハ　「2)　特記仕様書　イ　⑤～⑦」の記載例

改定

14	予定価格算出用設計書	業務数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準」や「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。 設計変更が生じた場合にも、業務委託料変更に当たり、受託者と協議する根拠となるものである。 **【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】**	契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な業務委託料を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し業務委託料の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。
	（暫定版）	積算担当者が作成したものを予定価格算出用設計書（暫定版）という。	積算担当者が積算条件等を入力して作成したもの。
	（確定版）	本部管理者が再計算処理して作成したものを予定価格算出用設計書（確定版）という。	再計算システムに登録されている管理職（本部管理者）が入札日直近の最新単価を用いて作成したもの。
		【予定価格算出用設計書(暫定版）及び予定価格算出用設計書(確定版）は、参考資料の一部】	

記載の見直し

３　当初設計図書等の作成

３－１　当初設計図書

（１）　設計図書（特記仕様書・位置図・業務数量総括表）

設計図書として、特記仕様書、位置図及び業務数量総括表をまとめて綴ることとし、その記載内容、編さん及び取扱いは、次のとおりとする。

1)　表紙

イ　施行年度、業務名及び所属名を記載する。

ロ　審査欄及び押印は必要としない。

2)　特記仕様書

特記仕様書は、当該業務の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。

イ　測量調査設計業務等共通仕様書で規定されていない事項

①　成果品の種類毎の納品形態

②　成果品の規格、部数

③　貸与する資料の名称、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期

④　業務の作業内容毎の実施方法及び留意事項

⑤　「水産土木工事積算基準等」の取扱い

⑥　概数の取扱いについて

⑦　「非契約事項（数量）」の取扱い

ロ　履行条件の明示事項

①　交通誘導警備員、熊対策ハンター等の安全対策について

②　関係機関、他委託業務との調整及び近隣施設等により、工程に制約を受ける場合の条件

③　濁水、騒音、振動等の環境に関する対処方法

④　廃棄物等の処理方法

⑤　協議・打合せの回数、履行段階及び場所

⑥　積算基準に係る補正率算定の基礎となる積算上想定した現場条件

ハ　「2)　特記仕様書　イ　⑤～⑦」の記載例

記載の見直し

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲 載 頁	現行	改定	摘要
他-2-8	3)　位置図 イ　位置図は、国土交通省国土地理院が無償提供している電子地図データ（電子国土配信データ）、漁場図又は海の基本図等を用いて作成し、次の内容を記載する。 ①　業務箇所及び現場条件 (a)　業務名 (b)　業務箇所：業務箇所の住所 (c)　範囲：起・終点部の緯度経度等 ロ　記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 4)　業務数量総括表 業務数量総括表は、当該業務における契約事項（項目、数量）と非契約事項（項目、数量）を区分し、一覧にした表で、次のとおりとする。 イ　業務数量総括表は、「水産土木工事 工種体系化構成表」により作成する。 ロ　非契約事項は、細目（レベル４）を括弧書きで記載するとともに、摘要欄に「（参）」と示し、契約事項との区分が明確となるようにする。 ハ　記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 5)　作成部数 設計図書は、設計者用、委託者用、業務担当者用の３部を作成する。 なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。 （２）　設計図 設計図は、成果品の作成に用いる既調査成果品や業務箇所の現場条件を明示した図で、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。 イ　作成要領 (ｱ) 既調査成果品として平面図がある場合は、赤色着色や旗揚げ等を行い、当該業務の実施位置を明示する。 (ｲ) 既調査成果品として平面図以外の図面がある場合は、必要に応じて(ｲ)と同様な明示を行う。 (ｳ) 既調査成果品を貸与品とする場合は、成果品名、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を特記仕様書で明示する。 ロ　取扱い 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 ハ　作成部数 設計図は、設計者用、委託者用、業務担当者用の３部を作成する。 なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。 （３）数量算出書 数量集計表及び数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 イ　数量集計表 数量集計表は、業務数量総括表に用いる数量の根拠となる資料である。 なお、地区分けのない場合等、数量の取りまとめを特に必要としないときは、作成しなくて良い。 ロ　数量算出書 数量算出書は、数量集計表の算出の根拠となる資料である。 ハ　取扱い 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 ニ　作成部数 数量算出書は、設計者用、委託者用、業務担当者用の３部を作成する。 なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。	3)　位置図 イ　位置図は、国土交通省国土地理院が無償提供している電子地図データ（電子国土配信データ）、漁場図又は海の基本図等を用いて作成し、次の内容を記載する。 ①　業務箇所及び現場条件 (a)　業務名 (b)　業務箇所：業務箇所の住所 (c)　範囲：起・終点部の緯度経度等 ロ　記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 4)　業務数量総括表 業務数量総括表は、当該業務における契約事項（項目、数量）と非契約事項（項目、数量）を区分し、一覧にした表で、次のとおりとする。 イ　業務数量総括表は、「水産土木工事 工種体系化構成表」により作成する。 ロ　非契約事項は、細目（レベル４）を括弧書きで記載するとともに、摘要欄に「（参）」と示し、契約事項との区分が明確となるようにする。 ハ　記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 5)　作成部数 設計図書は、委託者用及び業務担当者用の２部を紙ベースで作成する。 なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。 （２）　設計図 設計図は、成果品の作成に用いる既調査成果品や業務箇所の現場条件を明示した図で、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。 イ　作成要領 (ｱ) 既調査成果品として平面図がある場合は、赤色着色や旗揚げ等を行い、当該業務の実施位置を明示する。 (ｲ) 既調査成果品として平面図以外の図面がある場合は、必要に応じて(ｲ)と同様な明示を行う。 (ｳ) 既調査成果品を貸与品とする場合は、成果品名、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を特記仕様書で明示する。 ロ　取扱い 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 ハ　作成部数 設計図は、委託者用及び業務担当者用の２部を紙ベースで作成する。 なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。 （３）数量算出書 数量集計表及び数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 イ　数量集計表 数量集計表は、業務数量総括表に用いる数量の根拠となる資料である。 なお、地区分けのない場合等、数量の取りまとめを特に必要としないときは、作成しなくて良い。 ロ　数量算出書 数量算出書は、数量集計表の算出の根拠となる資料である。 ハ　取扱い 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 ニ　作成部数 数量算出書は、委託者用及び業務担当者用の２部を紙ベースで作成する。 なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。	（建設部要領に準拠） 記載の見直し

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲 載 頁	現行	改定	摘要
他-2-9	**３－２　当初参考資料** （１)－１　予定価格算出用設計書(暫定版) 予定価格算出用設計書(暫定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 1)　表紙 イ　施行年度、業務名及び所属名を記載する。 ロ　予定価格算出用設計書には、設計積算を所管する課長（水産振興課長）が押印することを原則とする。 2)　積算情報 積算情報は、積算に用いる基本的な条件を一覧にする。 設計書番号、設計者名、総合振興局（振興局）所属名、適用単価、積算基準日（単価適用日）、入札日、積算時想定工事期間を記載する。 3)　業務概要一覧表 業務概要一覧表は、当該業務の主な概要を一覧にする。 業務規模（調査延長、幅、面積等）や主な調査・設計対象物の概要（名称、形式、量等）を記載する。 4)　業務費総括表 業務費総括表は、工事費の各費目ごとの金額を示しており、経費の配分に使用する。 5)　業務費内訳書 業務費内訳書は、測量業務価格、一般調査業務価格、解析等調査業務価格、設計業務価格を合算し、業務費を算出する。 イ　規格欄（レベル５）には、縮尺、規格、土質、試験、調査方法等の必要事項を記載する。 ロ　諸経費は、各業務価格ごとに算出する。 ハ　業務費内訳書の各金額は、水産土木事業委託積算基準に別途定めのある場合を除き円止め（円未満切捨て）とする。 6)　工種内訳書 工種内訳書は、業務費内訳書の細目（レベル４）に対する単位当り金額を算出する。 また、工種内訳書の項目は、数量に単価（施工単価、単価表の単価、単価算出調書の単価）を乗じて金額を算出する。（円止め、円未満切捨て） 7)　単価算出調書 単価算出調書は、工種内訳書を構成する資材単価及び作業費等を算出する。 イ　資材単価の策定は、「**その他　積算単価の策定**」による。 ロ　刊行物単価、実勢価格調査単価及び見積りに基づくものは、「刊行物単価」、「実勢価格調査単価」又は「見積策定単価」と明記する。 ハ　刊行物、実勢価格調査、見積り等により単価を策定したものは、(暫定版）に添えた単価策定資料等を別綴りのまま、(確定版）に綴り添えること。 8)　作成部数 予定価格算出用設計書(暫定版）は、設計者用、委託者用を２部作成する。 （１）－２　予定価格算出用設計書(確定版) 予定価格算出用設計書(確定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとするほか、記載のないものについては「(１)－１　予定価格算出用設計書(暫定版）」と同様とする。 イ　予定価格算出用設計書(確定版）は、委託者用、設計者用を２部作成する。 ロ　予定価格算出用設計書の業務担当員用は、入札終了後に１部作成する。	**３－２　当初参考資料** （１)－１　予定価格算出用設計書(暫定版) 予定価格算出用設計書(暫定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 1)　表紙 イ　施行年度、業務名及び所属名を記載する。 ロ　予定価格算出用設計書には、設計積算を所管する課長（漁場事業担当課長）が押印することを原則とする。 2)　積算情報 積算情報は、積算に用いる基本的な条件を一覧にする。 設計書番号、設計者名、総合振興局（振興局）所属名、適用単価、積算基準日（単価適用日）、入札日、積算時想定工事期間を記載する。 3)　業務概要一覧表 業務概要一覧表は、当該業務の主な概要を一覧にする。 業務規模（調査延長、幅、面積等）や主な調査・設計対象物の概要（名称、形式、量等）を記載する。 4)　業務費総括表 業務費総括表は、工事費の各費目ごとの金額を示しており、経費の配分に使用する。 5)　業務費内訳書 業務費内訳書は、測量業務価格、一般調査業務価格、解析等調査業務価格、設計業務価格を合算し、業務費を算出する。 イ　規格欄（レベル５）には、縮尺、規格、土質、試験、調査方法等の必要事項を記載する。 ロ　諸経費は、各業務価格ごとに算出する。 ハ　業務費内訳書の各金額は、水産土木事業委託積算基準に別途定めのある場合を除き円止め（円未満切捨て）とする。 6)　内訳書 内訳書は、業務費内訳書の細目（レベル４）に対する単位当り金額を算出する。 また、工種内訳書の項目は、数量に単価（施工単価、単価表の単価、単価算出調書の単価）を乗じて金額を算出する。（円止め、円未満切捨て） 7)　単価算出調書 単価算出調書は、工種内訳書を構成する資材単価及び作業費等を算出する。 イ　資材単価の策定は、「**その他　積算単価の策定**」による。 ロ　刊行物単価、実勢価格調査単価及び見積りに基づくものは、「刊行物単価」、「実勢価格調査単価」又は「見積策定単価」と明記する。 ハ　刊行物、実勢価格調査、見積り等により単価を策定したものは、(暫定版）に添えた単価策定資料等を別綴りのまま、(確定版）に綴り添えること。 8)　作成部数 予定価格算出用設計書(暫定版）は、設計者が委託者用を紙ベースで１部作成する。 （１）－２　予定価格算出用設計書(確定版) 予定価格算出用設計書(確定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとするほか、記載のないものについては「(１)－１　予定価格算出用設計書(暫定版）」と同様とする。 イ　予定価格算出用設計書(確定版）は、委託者用を紙ベースで１部作成する。 ロ　予定価格算出用設計書の業務担当員用は、入札終了後に紙ベースで１部作成する。	（建設部要領に準拠） 語句の修正 記載の見直し

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲 載 頁	現行	改定	摘要
他-2-10	6）　単価算出調書 単価・金額欄を空白にして作成する。 7）　作成部数 イ　見積用参考資料は、設計者用として紙ベースで１部、入札参加者閲覧用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。 ロ　入札までの期間における入札参加者等の質問対応用として１部作成する。 （３）　単価算定資料等 単価算定資料等は、実勢価格調査、刊行物、見積り等により単価を策定した場合の策定根拠を次のとおり編纂する。 イ　見積書による単価策定書 見積書による単価策定書の複写（様式－３のみ）を添付する。 ロ　刊行物による単価策定書 刊行物による単価策定書及び、刊行物の表紙・該当ページの複写を添付する。 2）　作成部数 イ　単価策定資料等は設計者用、委託者用を２部作成する。 ロ　単価策定資料等の業務担当者用は、予定価格算出用設計書の業務担当者用と併せて入札終了後に１部作成する。 ハ　単価策定資料等は別冊にし、算定根拠として予定価格算出用設計書に添えること。	6）　単価算出調書 単価・金額欄を空白にして作成する。 7）　作成部数 イ　見積用参考資料は、入札参加者閲覧用及び受託者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（ＰＤＦ）で作成する。 ロ　入札までの期間における入札参加者等の質問対応用として１部作成する。 （３）　単価算定資料等 単価算定資料等は、実勢価格調査、刊行物、見積り等により単価を策定した場合の策定根拠を次のとおり編纂する。 イ　見積書による単価策定書 見積書による単価策定書の複写（様式－３のみ）を添付する。 ロ　刊行物による単価策定書 刊行物による単価策定書及び、刊行物の表紙・該当ページの複写を添付する。 2）　作成部数 イ　単価策定資料等は設計者が委託者用を紙ベースで１部作成する。 ロ　単価策定資料等の業務担当者用は、予定価格算出用設計書の業務担当者用と併せて入札終了後に紙ベースで１部作成する。 ハ　単価策定資料等は別冊にし、算定根拠として予定価格算出用設計書に添えること。 また、再計算を行った場合は、予定価格算出用計算書（確定版）に別に綴り添え換えること。	（建設部要領に準拠） 記載の見直し

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準（令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
他-2-11	**３－３　編さん順序** （１）　設計図書について 【設計図書】 【図　面】 設計者用、委託者用、業務担当者用、受託者用（閲覧） 設計者用、委託者用、業務担当員用、受託者用（閲覧） （２）　当初参考資料 【予定価格算出用設計書(暫定版)】 【予定価格算出用設計書(確定版)】 ※単価算定資料等は別冊にする。 設計者用、委託者用、業務担当員用 【見積用参考資料】 設計者用、入札参加者閲覧用（正本、副本） ※１　入札参加者が入札時に提出する「委託費内訳書」の様式については、「見積用参考資料」の末尾に綴るものとする。	**３－３　編さん順序** （１）　設計図書について 【設計図書】 【図　面】 委託者用、業務担当者用、受託者用（閲覧） 委託者用、業務担当員用、受託者用（閲覧） （２）　当初参考資料 【予定価格算出用設計書(暫定版)】 【予定価格算出用設計書(確定版)】 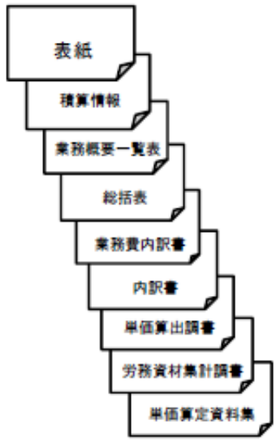 ※単価算定資料等は別冊にする。 委託者用、業務担当員用 【見積用参考資料】 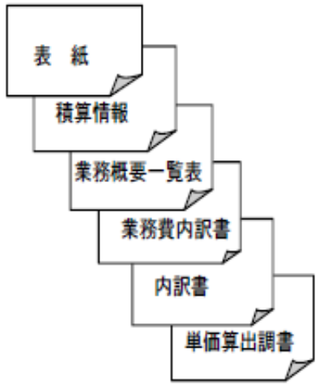 入札参加者閲覧用（正本、副本） ※１　入札参加者が入札時に提出する「委託費内訳書」の様式については、「見積用参考資料」の末尾に綴るものとする。	（建設部要領に準拠） 記載の見直し

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲 載 頁	現行	改定	摘要
他-2-12	**３－５　留意事項** （１）　特記仕様書 1)　効率的な設計変更処理を行うためには、予定価格算出用設計書作成時に想定した現場条件等も設計図書で明示する必要がある。特に設計図では分かり得ない現場条件については、特記仕様書や業務数量総括表の摘要欄に明示しておくことが重要である。 2)　積算上想定した現場条件の代表例 補正及び変化率算定の基礎となる作業・現場条件 イ　測量業務 地域別内訳（耕地（平地）、原野（丘陵地）等）、平均測量幅 ロ　地質調査業務 機械ボーリングにおけるせん孔深度区分(50m以下、50～80m以下等)、地すべり調査〔解析〕における新規調査種目数等 ハ　設計業務 詳細設計における予備設計の有無、橋梁設計における橋長、樋門設計におけるスパン数区分等 2)　積算上想定した現場条件として明示すべき事項の詳細については、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」を参照すること。 (ロ) 体系化構成表以外の細別（レベル４）を定める必要が生じた場合は （２）　位置図 測量業務などでは、設計図がない場合があり、現場条件を明示できる図が位置図のみとなる場合がある。 こうした場合には、保安林、河川の管理区分や砂防指定地等が記載された縮尺５万分の１の地形図等を用いて、現場条件を明示する必要がある。 （３）　業務数量総括表 1)　摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。 2)　規格(レベル５)欄には、必要事項を必ず明示する。 3)　該当工種に必要な細目(レベル４)がない場合は、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」の他体系のツリーを参照し、適切な積算体系とする。 （４）　設計図 既調査成果品の図面（地形調査図、地質調査図、全体計画図、概略設計図等）は、成果である設計図の作成に用いたり、業務箇所の現場条件を明示するため、設計図として添付する必要がある。 なお、既調査成果品を貸与品とする場合は、設計図とする必要はない。 ただし、成果品名、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を特記仕様書で明示する。	**３－５　留意事項** （１）　特記仕様書 1)　効率的な設計変更処理を行うためには、予定価格算出用設計書作成時に想定した現場条件等も設計図書で明示する必要がある。特に設計図では分かり得ない現場条件については、特記仕様書や業務数量総括表の摘要欄に明示しておくことが重要である。 2)　積算上想定した現場条件の代表例 補正及び変化率算定の基礎となる作業・現場条件 イ　測量業務 地域別内訳（耕地（平地）、原野（丘陵地）等）、平均測量幅 ロ　地質調査業務 機械ボーリングにおけるせん孔深度区分(50m以下、50～80m以下等)、地すべり調査〔解析〕における新規調査種目数等 ハ　設計業務 詳細設計における予備設計の有無、橋梁設計における橋長、樋門設計におけるスパン数区分等 2)　積算上想定した現場条件として明示すべき事項の詳細については、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」を参照すること。 （２）　位置図 測量業務などでは、設計図がない場合があり、現場条件を明示できる図が位置図のみとなる場合がある。 こうした場合には、保安林、河川の管理区分や砂防指定地等が記載された縮尺５万分の１の地形図等を用いて、現場条件を明示する必要がある。 （３）　業務数量総括表 1)　摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。 2)　規格(レベル５)欄には、必要事項を必ず明示する。 3)　該当工種に必要な細目(レベル４)がない場合は、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」の他体系のツリーを参照し、適切な積算体系とする。 （４）　設計図 既調査成果品の図面（地形調査図、地質調査図、全体計画図、概略設計図等）は、成果である設計図の作成に用いたり、業務箇所の現場条件を明示するため、設計図として添付する必要がある。 なお、既調査成果品を貸与品とする場合は、設計図とする必要はない。 ただし、成果品名、数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を特記仕様書で明示する。 （５）　積算基準日 予定価格算出用設計書作成時の積算基準日は入札日（開札日）とする。	（建設部要領に準拠） 重複箇所削除 記載の見直し

掲載頁	現行	改定	摘要
	４　変更設計図書等の作成	**４　変更設計図書等の作成**	（建設部要領に準拠）
他-2-13	**４－１　変更設計図書** （１）　変更設計図書 変更設計図書は、「３－１　当初設計図書」と同様に作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 1)　表紙 当初設計図書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。 2)　設計変更理由書 変更する理由及び内容を、明確かつ簡潔に記載する。 3)　特記仕様書 イ　現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。 ロ　概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示する。 また、この確定処理が２回以上となる場合は、既に確定処理を行った数量を「確定済」と明示する。	**４－１　変更設計図書** （１）　変更設計図書 変更設計図書は、「３－１　当初設計図書」と同様に作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 1)　表紙 当初設計図書と同様に記載するほか、業務名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。 2)　設計変更理由書 変更する理由及び内容を、明確かつ簡潔に記載する。 3)　特記仕様書 イ　現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。 ロ　概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示する。 また、この確定処理が２回以上となる場合は、既に確定処理を行った数量を「確定済」と明示する。	記載の見直し
他-2-14	4)　位置図 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。 5)　業務数量総括表 イ　前回数量、今回数量、数量増減を併記する。 ロ　摘要欄については、変更後の内容を記載する。 ハ　規格（レベル５）が変更となった場合は、新たな細目（レベル４）を追加する。 6)　作成部数 変更設計図書は、設計者用、委託者用、業務担当者用及び受託者用の４部を作成する。 （２）　変更設計図 1)　変更設計図の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 イ　現設計図から記載内容に変更が生じる場合、変更図面のみ添付する。 ロ　変更図面は、表題付近の余白に「第〇回設計変更」と朱書きする。 ハ　変更図面は、前回を黄色、今回を赤色で着色する。 なお、重複する箇所については、黄色に赤色を重ねて着色する。 ニ　数量等に変更が生じる場合は、前回数値（下段、黄色）と今回数値（上段、赤色）を２段書きとする。 ホ　一葉（枚）全部が追加となる場合は「全増」、一葉（枚）全部が廃止となる場合は「全廃」と表題付近の余白に朱書きする。 2)　作成部数 変更設計図は、設計者用、委託者用、業務担当者用及び受託者用の４部を作成する。 （３）　変更数量算出書 変更数量集計表及び変更数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 1)　変更数量集計表 イ　前回の数量から記載内容が変更となる数量集計表を添付する。 ロ　前回と今回の数量が比較できるように記載する。 2) 変更数量算出表 イ　前回の数量から記載内容が変更となる数量算出書のみ添付する。 ロ　前回と今回の数量が比較できるように記載する。 3)　作成部数 変更設計図は、設計者用、委託者用、業務担当者用及び受託者用の４部を作成する。	4)　位置図 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。 5)　業務数量総括表 イ　前回数量、今回数量、数量増減を併記する。 ロ　摘要欄については、変更後の内容を記載する。 ハ　規格（レベル５）が変更となった場合は、新たな細目（レベル４）を追加する。 6)　作成部数 変更設計図書は、委託者及び業務担当員用の２部を紙ベースで作成する。 なお、受託者用として、受託者と業務担当員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで１部作成する。 （２）　変更設計図 1)　変更設計図の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 イ　現設計図から記載内容に変更が生じる場合、変更図面のみ添付する。 ロ　変更図面は、表題付近の余白に「第〇回設計変更」と朱書きする。 ハ　変更図面は、前回を黄色、今回を赤色で着色する。 なお、重複する箇所については、黄色に赤色を重ねて着色する。 ニ　数量等に変更が生じる場合は、前回数値（下段、黄色）と今回数値（上段、赤色）を２段書きとする。 ホ　一葉（枚）全部が追加となる場合は「全増」、一葉（枚）全部が廃止となる場合は「全廃」と表題付近の余白に朱書きする。 2)　作成部数 変更設計図は、委託者及び業務担当員用の２部を紙ベースで作成する。 なお、受託者用として、受託者と業務担当員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで１部作成する。 （３）　変更数量算出書 変更数量集計表及び変更数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。 1)　変更数量集計表 イ　前回の数量から記載内容が変更となる数量集計表を添付する。 ロ　前回と今回の数量が比較できるように記載する。 2) 変更数量算出表 イ　前回の数量から記載内容が変更となる数量算出書のみ添付する。 ロ　前回と今回の数量が比較できるように記載する。 3)　作成部数 変更数量算出書は、委託者及び業務担当員用の２部を紙ベースで作成する。 なお、受託者用として、受託者と業務担当員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで１部作成する。	

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>現行</th><th>改定</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>他-2-15</td>
<td>
6)　業務費内訳書
イ　各業務価格及びその合計については、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止めとする。
ロ　数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を２段書きとする。
7)　工種内訳書
前回（上段）と今回（下段）を２段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる工種内訳書のみ添付する。
8)　単価算出調書
前回の設計書から記載内容が追加となる単価算出調書のみ添付する。
9)　作成部数
変更予定価格算出用設計書は、設計者用、委託者用及び業務担当者用の３部を作成する。

４－３　編さん順序
（１）　変更設計図書
【変更設計図書】
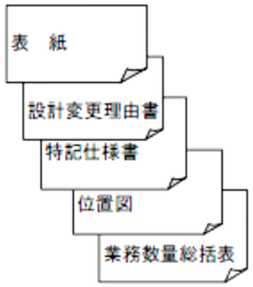

設計者用、委託者用、業務担当員用、受託者用
【変更図面】

設計者用、委託者用、業務担当員用、受託者用

（２）　変更参考資料
【変更予定価格算出用設計図書】
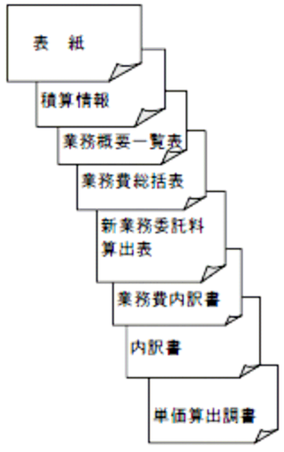

設計者用、委託者用、業務担当員用
</td>
<td>
6)　業務費内訳書
イ　各業務価格及びその合計については、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止めとする。
ロ　数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を２段書きとする。
7)　内訳書
前回（上段）と今回（下段）を２段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる内訳書のみ添付する。
8)　単価算出調書
前回の設計書から記載内容が追加となる単価算出調書のみ添付する。
9)　作成部数
変更予定価格算出用設計書は、委託者用及び業務担当者用の２部を紙ベースで作成する。

４－３　編さん順序
（１）　変更設計図書
【変更設計図書】
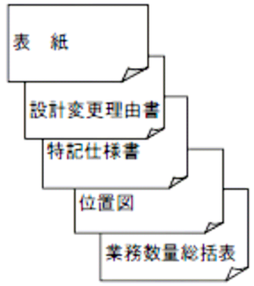

委託者用、業務担当員用、受託者用
【変更図面】

委託者用、業務担当員用、受託者用

（２）　変更参考資料
【変更予定価格算出用設計図書】
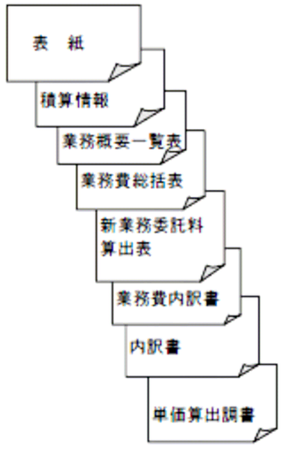

委託者用、業務担当員用
</td>
<td>
（建設部要領に準拠）

記載の見直し
</td>
</tr>
</table>

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

<table>
<tr><th>掲 載 頁</th><th>現行</th><th>改定</th><th>摘要</th></tr>
<tr>
<td>他--2-18</td>
<td>
５－３　業務の中止（契約書第19条）
受託者の帰責事由によらずに業務の履行ができないと認められる場合には、受託者が業務を履行する意思を持っていても業務を履行することができず、事実上、業務を中止せざるを得ない。このような場合には、委託者が業務の中止を受託者に命じなければならないという義務規定であり、委託期間又は業務委託料の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。
<table>
<tr><th>中 止 の 理 由</th><th>解　　説</th><th>適用条項</th></tr>
<tr><td>(1)　土地の所有者の承認が得られない、又は天候その他不可抗力による中止</td><td>委託者の義務である地元関係者との交渉等（第15条）が行われない又は土地への立入り（第12条）が承諾されないために履行できない場合、設計図書と実際の履行条件の不一致又は設計図書の不備（第17条）が発見されたため履行を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による業務箇所の占拠や著しい威嚇行為、業務箇所の地形等の変動などの理由で、業務を履行できないと客観的に認められ、業務の全部又は一部の履行を中止しなければならない場合である。</td><td>第19条
第1項</td></tr>
<tr><td>(2)　前項の規定のほか、必要がある場合における中止</td><td>前項の規定による中止以外で、委託者の意思で業務の全部又は一部を中止する場合である。例としては、第18条に基づく設計変更をしようとしている場合において、業務を続行させると設計変更時の業務の手戻りが大きくなると委託者が判断する場合等である。</td><td>第19条
第2項</td></tr>
</table>
</td>
<td>
５－３　業務の中止（契約書第19条）
受託者の帰責事由によらずに業務の履行ができないと認められる場合には、受託者が業務を履行する意思を持っていても業務を履行することができず、事実上、業務を中止せざるを得ない。このような場合には、委託者が業務の中止を受託者に命じなければならないという義務規定であり、委託期間又は業務委託料の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。
<table>
<tr><th>中 止 の 理 由</th><th>解　　説</th><th>適用条項</th></tr>
<tr><td>(1)　土地の所有者の承認が得られない、又は天候その他不可抗力による中止</td><td>委託者の義務である地元関係者との交渉等（第11条）が行われない又は土地への立入り（第12条）が承諾されないために履行できない場合、設計図書と実際の履行条件の不一致又は設計図書の不備（第17条）が発見されたため履行を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による業務箇所の占拠や著しい威嚇行為、業務箇所の地形等の変動などの理由で、業務を履行できないと客観的に認められ、業務の全部又は一部の履行を中止しなければならない場合である。</td><td>第19条
第1項</td></tr>
<tr><td>(2)　前項の規定のほか、必要がある場合における中止</td><td>前項の規定による中止以外で、委託者の意思で業務の全部又は一部を中止する場合である。例としては、第18条に基づく設計変更をしようとしている場合において、業務を続行させると設計変更時の業務の手戻りが大きくなると委託者が判断する場合等である。</td><td>第19条
第2項</td></tr>
</table>
</td>
<td>（建設部要領に準拠）

記載の見直し</td>
</tr>
<tr>
<td>他-2-19</td>
<td>
６－３　軽微な設計変更
事務処理の簡素合理化を図り、事業の適期及び効率的執行を確保することを目的に定められた「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に基づく設計変更をいう。

軽微な設計変更の適用範囲
<table>
<tr><th>軽 微 な 設 計 変 更</th><th>新 工 種 が 生 じ な い 場 合</th><th>新 工 種 が 生 じ る 場 合</th></tr>
<tr><td>増減見込額の累計</td><td>現業務委託料の１０％以内
かつ　２００万円未満</td><td>左記　かつ　当該新工種に係る業務委託料相当見込額の累計が１００万円未満</td></tr>
</table>
（注）　１　増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、簡易な資料作成の業務や委託期間を変更する必要がある場合は、「軽微な設計変更」は適用できない。
</td>
<td>
６－３　軽微な設計変更
事務処理の簡素合理化を図り、事業の適期及び効率的執行を確保することを目的に定められた「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に基づく設計変更をいう。

軽微な設計変更の適用範囲
<table>
<tr><th>軽 微 な 設 計 変 更</th><th>新 工 種 が 生 じ な い 場 合</th><th>新 工 種 が 生 じ る 場 合</th></tr>
<tr><td>増減見込額の累計</td><td>現業務委託料の１０％以内
かつ、２００万円未満</td><td>左記　かつ、当該新工種に係る業務委託料相当見込額の累計が１００万円未満</td></tr>
</table>
（注）　１　増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、簡易な資料作成の業務や委託期間を変更する必要がある場合は、「軽微な設計変更」は適用できない。
</td>
<td>記載の見直し</td>
</tr>
</table>

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲 載 頁	現行	改定	摘要
他-2-21	（２）　数量確定について 1)　概数に係る不確定要素について、現地で詳細が判明した時点で、打ち合わせ簿により数量を確定する。 2)　業務担当者は、概数等に係る業務の履行に当たっては、受託者の作成した調査図等を速やかに十分照査・検討すること。 なお、協議結果は打ち合わせ簿に明記し、受託者にその写し等で指示する。 3)　結果的に業務数量に変更が生じなかった場合においても、支出負担行為担当者に報告する。 （３）　設計変更等について 1)　概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更すること。ただし、概数の確定見込みが、結果的に業務費・委託期間に著しい影響を与える場合は、速やかに当該数量を設計変更する。 2)　概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことができる。 また、概数として扱った数量が他の設計変更理由により変更となる場合は、その理由により設計変更することができる。 3)　概数に係わる設計変更理由は「概数の確定による」の他、簡単な理由を付記するものとする。 （３）　数量の確定処理について 確定した数量については、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示した上で、変更設計図書に特記仕様書として添付し、設計変更処理を行うこと。 また、結果的に数量に変更が生じなかった場合で、設計変更時に確定処理を行っていない数量については、所定の様式により、支出負担行為担当者へ報告するとともに、受託者に通知し、承諾書を徴すること。	（２）　数量確定について 1)　概数に係る不確定要素について、現地で詳細が判明した時点で、打ち合わせ簿により数量を確定する。 2)　業務担当者は、概数等に係る業務の履行に当たっては、受託者の作成した調査図等を速やかに十分照査・検討すること。 なお、協議結果は打ち合わせ簿に明記し、受託者にその写し等で指示する。 3)　結果的に業務数量に変更が生じなかった場合においても、支出負担行為担当者に報告する。 （３）　設計変更等について 1)　概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更すること。ただし、概数の確定見込みが、結果的に業務費・委託期間に著しい影響を与える場合は、速やかに当該数量を設計変更する。 2)　概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことができる。 また、概数として扱った数量が他の設計変更理由により変更となる場合は、その理由により設計変更することができる。 3)　概数に係わる設計変更理由は「概数の確定による」の他、簡単な理由を付記するものとする。 （４）　数量の確定処理について 確定した数量については、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示した上で、変更設計図書に特記仕様書として添付し、設計変更処理を行うこと。 また、結果的に数量に変更が生じなかった場合で、設計変更時に確定処理を行っていない数量については、所定の様式により、支出負担行為担当者へ報告するとともに、受託者に通知し、承諾書を徴すること。	番号修正
他-2-28	（７）　「設計図書において調査内容・設計工法変更の可能性等の**履行条件**が適切に明示されている」 図面（設計図、業務数量総括表及び数量算出書）で示すことができない履行条件は、特記仕様書で明示する必要がある。 特に、調査内容・設計工法変更の可能性については、事業計画や設計工法等が関係機関等と協議中で、その変更の可能性が予見できる場合は、その内容等を特記仕様書で明示する。 （８）　「内部検討」 設計変更について、その適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、内部検討（水産林務部水産局水産振興課）の必要がある。 設計変更の必要性については、契約上の甲乙という観点のほかに、妥当な予算執行といった観点も必要となるので、内部検討（水産林務部水産局水産振興課）により慎重に判断する必要がある。 また、予算制度上や予算運営上の理由などから、契約書第29条の適用を検討する場合においても、同様に慎重に判断する必要がある。	（７）　「設計図書において調査内容・設計工法変更の可能性等の**履行条件**が適切に明示されている」 図面（設計図、業務数量総括表及び数量算出書）で示すことができない履行条件は、特記仕様書で明示する必要がある。 特に、調査内容・設計工法変更の可能性については、事業計画や設計工法等が関係機関等と協議中で、その変更の可能性が予見できる場合は、その内容等を特記仕様書で明示する。 （８）　「内部検討」 設計変更について、その適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、内部検討（水産林務部水産局漁港漁場課）の必要がある。 設計変更の必要性については、契約上の甲乙という観点のほかに、妥当な予算執行といった観点も必要となるので、内部検討（水産林務部水産局漁港漁場課）により慎重に判断する必要がある。 また、予算制度上や予算運営上の理由などから、契約書第29条の適用を検討する場合においても、同様に慎重に判断する必要がある。	課名の修正

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月)　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
他-2-29	**８－２　設計変更の手続きフロー図** 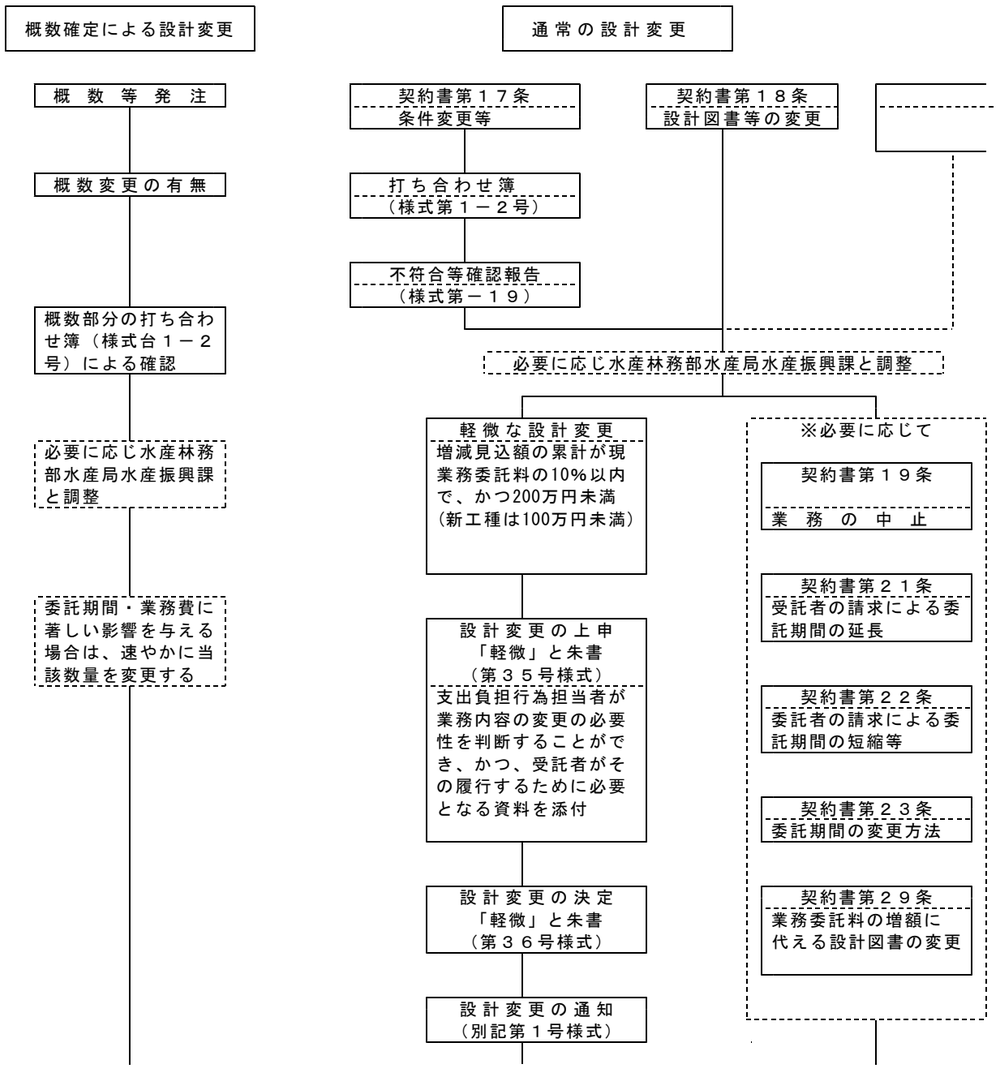 	**８－２　設計変更の手続きフロー図** 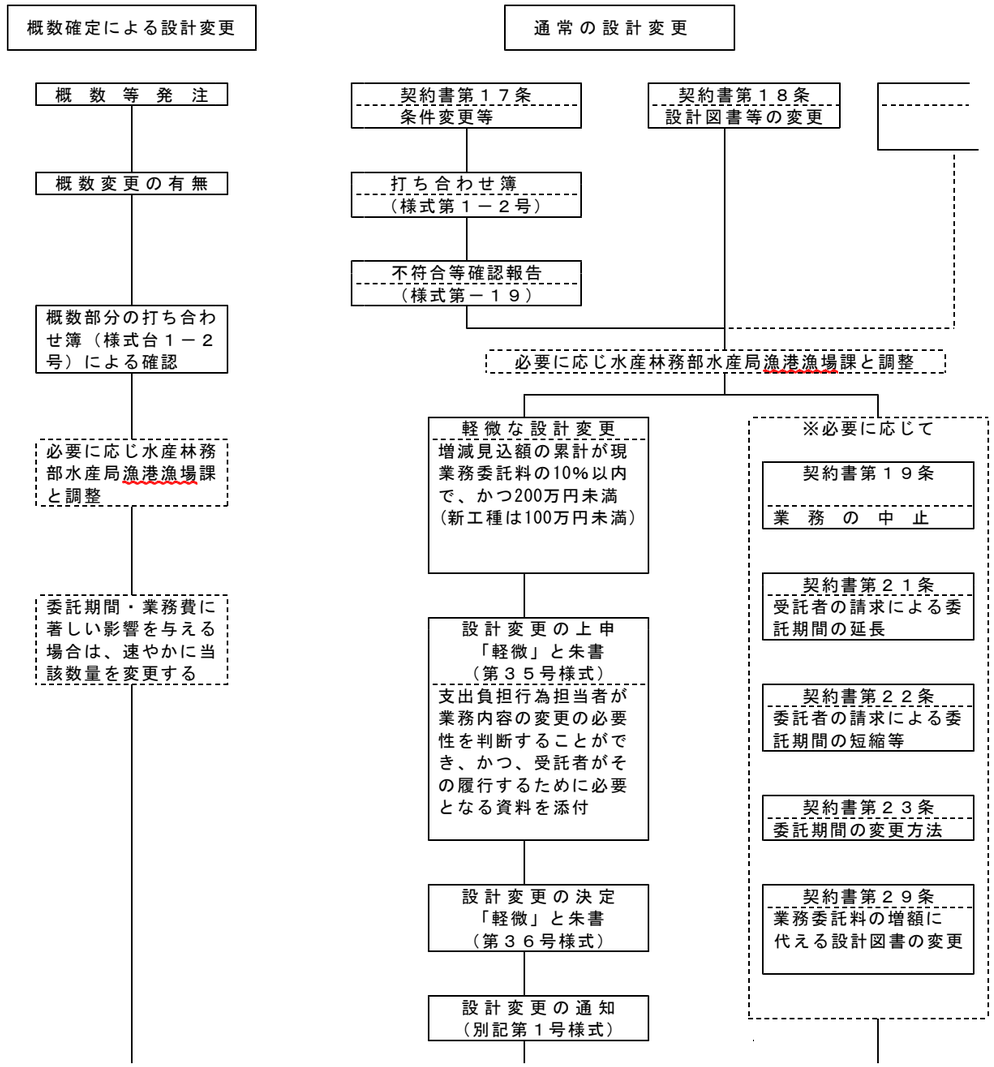 	課名の修正

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月）　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
他-2-31	**９－３　設計変更理由記載例の選定フロー図** 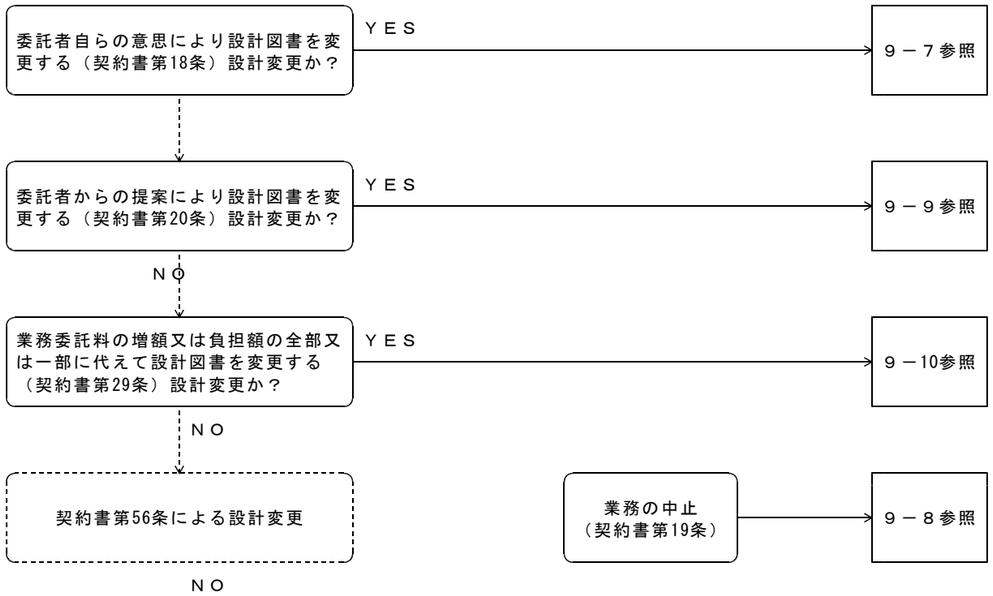 **業務委託料が大幅に変更となる場合や適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は**、水産林務部水産局水産振興課と協議することを原則とする。	**９－３　設計変更理由記載例の選定フロー図** 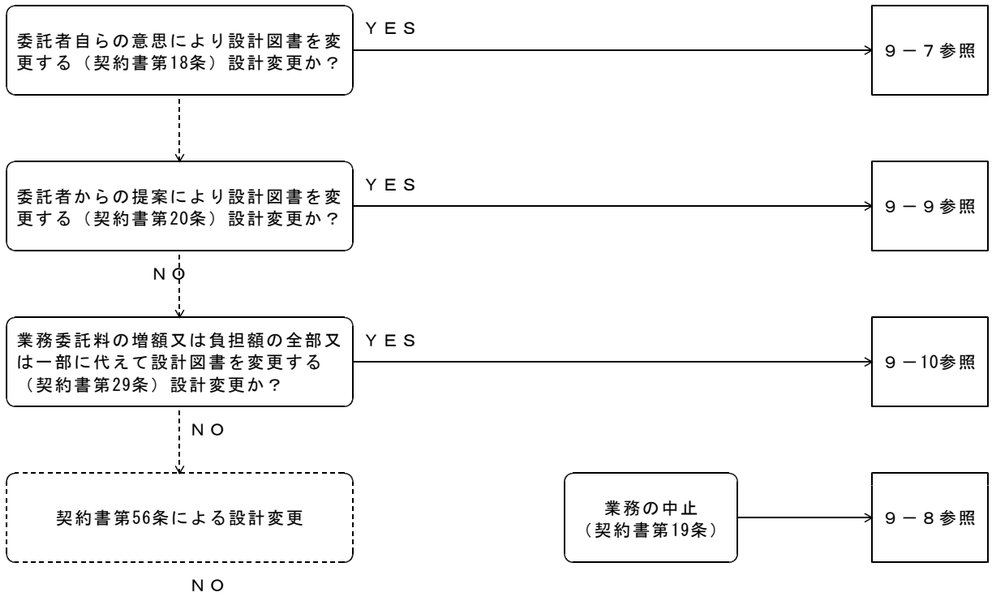 **業務委託料が大幅に変更となる場合や適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は**、水産林務部水産局漁港漁場課と協議することを原則とする。	課名の修正

水産基盤整備事業（漁場）業務委託積算基準(令和６年１０月)　新旧対照表（令和６年１０月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	現行	改定	摘要
他-2-41			課名の修正

現行

4	概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。	概数等発注による設計変更は、契約締結時に委託者、受託者の相互において変わり得る数量であると認識しているので、「概数による不確定要素について、現地が詳細に判明した時点」で業務数量を確定し、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で変更することとしております。 （建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領 第４　数量確定及び設計変更の時期）
5	概数等発注で数量確定による設計変更の時期は、全部又は一部の数量が確定した時となっていますが、具体的にはどういう使い分けなのか。	地形や履行上の制約等の現場条件に変更がなく、数量等に大幅な変更が生じない場合は、全部の数量が確定した時点の設計変更とすることができますが、通常の設計変更に関連して概数として扱っている数量を変更する必要が生じた場合や、概数として扱っている数量に大幅な変更が生じた場合には、一部が確定した時点で設計変更する必要があります。 また、概数確定による設計変更は、概数以外の不確定要素すべてが解消してから設計変更するのではなく、概数として扱っている数量のすべてが確定した時点で、設計変更する必要があります。
6	概数確定の設計変更は、金額の上限及び現業務委託料の増額の率の上限はあるのか。	概数等発注の適用範囲は、業務費や委託期間等に著しい影響を与えない範囲としていることから、特に上限を定めておりません。結果的に著しく業務委託料の変更が伴うと見込まれる場合には、水産林務部水産局水産振興課に報告し、その対応を打合せしてください。

改定

4	概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。	概数等発注による設計変更は、契約締結時に委託者、受託者の相互において変わり得る数量であると認識しているので、「概数による不確定要素について、現地が詳細に判明した時点」で業務数量を確定し、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で変更することとしております。 （建設工事に係る委託業務の概数等発注事務取扱要領 第４　数量確定及び設計変更の時期）
5	概数等発注で数量確定による設計変更の時期は、全部又は一部の数量が確定した時となっていますが、具体的にはどういう使い分けなのか。	地形や履行上の制約等の現場条件に変更がなく、数量等に大幅な変更が生じない場合は、全部の数量が確定した時点の設計変更とすることができますが、通常の設計変更に関連して概数として扱っている数量を変更する必要が生じた場合や、概数として扱っている数量に大幅な変更が生じた場合には、一部が確定した時点で設計変更する必要があります。 また、概数確定による設計変更は、概数以外の不確定要素すべてが解消してから設計変更するのではなく、概数として扱っている数量のすべてが確定した時点で、設計変更する必要があります。
6	概数確定の設計変更は、金額の上限及び現業務委託料の増額の率の上限はあるのか。	概数等発注の適用範囲は、業務費や委託期間等に著しい影響を与えない範囲としていることから、特に上限を定めておりません。結果的に著しく業務委託料の変更が伴うと見込まれる場合には、水産林務部水産局漁港漁場課に報告し、その対応を打合せしてください。

他-2-42

現行

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
7	概数確定に伴い、委託期間を延長する必要が生じた場合、どのようにすればよいのか。	結果的に著しく業務委託料の変更が生じた場合は、その委託期間についても変更することができます。しかし、このような場合は概数の範ちゅうを超えているとも考えられるため、水産林務部水産局水産振興課に報告し、その対応を打合せしてください。

改定

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
7	概数確定に伴い、委託期間を延長する必要が生じた場合、どのようにすればよいのか。	結果的に著しく業務委託料の変更が生じた場合は、その委託期間についても変更することができます。しかし、このような場合は概数の範ちゅうを超えているとも考えられるため、水産林務部水産局漁港漁場課に報告し、その対応を打合せしてください。

課名の修正

他-2-46

11－5　契約書第18条・第19条・第20条・第21条・第22条等

現行

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
1	設計工法の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	金額が軽微の範囲内であれば、軽微な設計変更として処理することができます。 ただし、契約書第18条により設計変更する際に、計画法線変更などの場合は、内容そのものが重要な変更となり、軽微な設計変更として処理できない場合もありますので、水産林務部水産局水産振興課へ報告し、その対応を打ち合わせしてください。 また、当初発注時から契約書第18条による設計変更が予想される場合は、適切な履行条件明示をしてください。
2	業務履行上の制約等から委託期間を延長する必要が生じた場合、どのようにすればよいのか。	委託期間の延長理由が、委託者の責に帰すべきことなのか、受託者の責により業務の進捗がはかどらず委託期間を延長しなければならない等により判断が別れますが、業務の中止に関する場合は契約書19条、受託者の請求による委託期間の延長の場合は同21条、委託者の請求による委託期間の短縮等の場合は同22条に基づいて事務処理をしてください。 なお、受託者の責めに帰すべき理由で委託期間内に完成できない場合は、同40条に基づいて事務処理をしてください。

改定

11－5　契約書第18条・第19条・第20条・第21条・第22条等

番号	質　問　・　疑　問	回　　答
1	設計工法の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	金額が軽微の範囲内であれば、軽微な設計変更として処理することができます。 ただし、契約書第18条により設計変更する際に、計画法線変更などの場合は、内容そのものが重要な変更となり、軽微な設計変更として処理できない場合もありますので、水産林務部水産局漁港漁場課へ報告し、その対応を打ち合わせしてください。 また、当初発注時から契約書第18条による設計変更が予想される場合は、適切な履行条件明示をしてください。
2	業務履行上の制約等から委託期間を延長する必要が生じた場合、どのようにすればよいのか。	委託期間の延長理由が、委託者の責に帰すべきことなのか、受託者の責により業務の進捗がはかどらず委託期間を延長しなければならない等により判断が別れますが、業務の中止に関する場合は契約書19条、受託者の請求による委託期間の延長の場合は同21条、委託者の請求による委託期間の短縮等の場合は同22条に基づいて事務処理をしてください。 なお、受託者の責めに帰すべき理由で委託期間内に完成できない場合は、同40条に基づいて事務処理をしてください。

課名の修正

掲載頁	現行	改定	摘要
他-2-49	**13　設計変更の進め方** **13－１　適　用** 本章は、設計変更の事務処理をより効率的に進めるため、各総合振興局（振興局）ごとに定めることが望ましい事項（設計変更処理の目安とする日数やその担当者等）のチェックポイントを整理したものである。 そのため、各総合振興局（振興局）により内容等が変更となり得るものについては、***斜体太文字***により記載している。 **13－２　チェックポイント** （１）　事業ごとの予算管理 水産課の水産振興係長（主査）及び水産林務部水産局水産振興課担当者（以下「部担当者」という。）は、事業調整調書等により各事業の予算執行状況を確認するほか、予算にかかる問題点を相互に連絡調整し、情報を共有すること。 （２）　業務ごとの予算管理 1)　概数の確定による設計変更について 概数の確定による設計変更は、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」とされており「業務箇所全体の不確定要素が確定した時点」ではない。 よって、業務担当者は、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で速やかに設計変更処理を行うこと。 また、結果的に数量に変更が生じなかった場合でも、その旨を支出負担行為担当者に報告すること。 結果的に業務費・委託期間に著しい影響を与えると予想される場合は、速やかに水産振興係長（主査）と部担当者に、その対応について打合せすること。 2)　通常の設計変更について 業務費・委託期間に著しい影響を与えると予想される場合は、速やかに水産振興係長（主査）と部担当者に、その対応について打合せすること。 （３）　迅速な事務処理について 1)　条件変更等 条件変更等に係る事務処理については、契約書第17条第3項により、調査終了後14日以内にその結果を受託者に通知することとなっているため、その措置としての業務内容等が決定前であっても、業務担当者は条件変更等を確認した時点で、打ち合わせ簿による協議を行い、速やかに支出負担行為担当者へ報告すること。 なお、措置の検討に日数を要することが予想される場合は、業務一時中止の措置を検討すること。 2)　設計変更理由書 水産振興係長（主査）と部担当者へ事前にＦＡＸやメール等で打合せし、その内容について手戻りが生じないようにすること。 3)　設計図書(軽微な設計変更時の添付資料も含む) 上記2)の設計変更理由を説明する際に必要となる設計図書についても、水産振興係長（主査）と部担当者へ事前にＦＡＸやメール等で送付すること。 4)　本庁における事務処理については、設計変更をスムーズに進めるため、その処理日数について目安を設定するなど、早期の事務処理に努めること。	**13　設計変更の進め方** **13－１　適　用** 本章は、設計変更の事務処理をより効率的に進めるため、各総合振興局（振興局）ごとに定めることが望ましい事項（設計変更処理の目安とする日数やその担当者等）のチェックポイントを整理したものである。 そのため、各総合振興局（振興局）により内容等が変更となり得るものについては、***斜体太文字***により記載している。 **13－２　チェックポイント** （１）　事業ごとの予算管理 水産課の水産振興係長（主査）及び水産林務部水産局漁港漁場課担当者（以下「部担当者」という。）は、事業調整調書等により各事業の予算執行状況を確認するほか、予算にかかる問題点を相互に連絡調整し、情報を共有すること。 （２）　業務ごとの予算管理 1)　概数の確定による設計変更について 概数の確定による設計変更は、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」とされており「業務箇所全体の不確定要素が確定した時点」ではない。 よって、業務担当者は、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で速やかに設計変更処理を行うこと。 また、結果的に数量に変更が生じなかった場合でも、その旨を支出負担行為担当者に報告すること。 結果的に業務費・委託期間に著しい影響を与えると予想される場合は、速やかに水産振興係長（主査）と部担当者に、その対応について打合せすること。 2)　通常の設計変更について 業務費・委託期間に著しい影響を与えると予想される場合は、速やかに水産振興係長（主査）と部担当者に、その対応について打合せすること。 （３）　迅速な事務処理について 1)　条件変更等 条件変更等に係る事務処理については、契約書第17条第3項により、調査終了後14日以内にその結果を受託者に通知することとなっているため、その措置としての業務内容等が決定前であっても、業務担当者は条件変更等を確認した時点で、打ち合わせ簿による協議を行い、速やかに支出負担行為担当者へ報告すること。 なお、措置の検討に日数を要することが予想される場合は、業務一時中止の措置を検討すること。 2)　設計変更理由書 水産振興係長（主査）と部担当者へ事前にＦＡＸやメール等で打合せし、その内容について手戻りが生じないようにすること。 3)　設計図書(軽微な設計変更時の添付資料も含む) 上記2)の設計変更理由を説明する際に必要となる設計図書についても、水産振興係長（主査）と部担当者へ事前にＦＡＸやメール等で送付すること。 4)　本庁における事務処理については、設計変更をスムーズに進めるため、その処理日数について目安を設定するなど、早期の事務処理に努めること。	課名の修正